

長野市監査委員告示第12号

地方自治法252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成16年12月1日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	高	波	謙	二
同	伊	藤	治	通
同	田	中		健

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>5 8 私学振興補助金</b></p> <p>(1) 補助金の廃止を検討すべきもの (報告書 120 ページ) (整理番号 289)長野市私立高等学校等振興補助金は、目的を私立学校通学者の親の負担軽減と経営健全化としているが、補助金算定方法にある市内在住生徒 1 人当たり 3,800 円は市内在住生徒若しくはその親に渡されるわけではない。したがって、これは補助金算定方法に使用されるだけであり、実質は私立高校等学校の運営費補助である。</p> <p>最終的な補助金交付先(市内私立高等学校)ごとの平成 13 年度における経常的な資金収入、資金支出及び借入金元利返済支出を、各学校法人の決算書から抽出すると(中略)各私立高等学校の経常的な収支差額はいずれもプラスであり、かつ長野市からの補助金額を大きく上回っている。このため、各私立高等学校は市からのこの補助金がなくとも十分に運営できる状態にあり、このような状況の中で運営費補助を行うのは適切でない。補助金の廃止を検討すべきである。</p> <p><b>6 0 長野市立学校図書館運営費補助金</b></p> <p>(1) 義務教育費として教育委員会が直接執行すべきもの (報告書 122 ページ)</p> <p>学校図書館の運営等は、公益上の必要性の問題ではなく、本来、直接執行すべき教育行政の一部であって補助金で執行することは適正でない。</p> <p>学校図書館については、長野市教育委員会が各学校図書館の設置者であることから、単に図書館運営を助長するとして</p>	<p>各私立高等学校の経営状況は良好であり、本補助金がなくても運営が可能であり、本補助金の効果は小さいため、本補助金は平成 17 年度から廃止とする。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>(1) 長野市立学校図書館運営費補助金については、図書館経理事務が、通常の学校予算執行から独立したものとしてとらえており、学校によっては、児童・生徒徴収金、PTA補助金などを含めて図書館運営を行っていることから、補助金として交付されているものである。また、財務会計システム上、学校独自の購入のためには、補助金としての交付が必要であった。平成 17 年度には、新財務会計システムが導入され、各学校でも操作ができるようになるため、今回指摘された補助金</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>補助金で間接的に執行すべきではなく、本来の教育行政事務として教育委員会が責任を持って直接執行すべきものである。</p> <p>(2) 指定寄付受領による事業執行について検討すべきもの            （報告書 123 ページ）            指定付寄付金を執行するに当たり、寄付者の遺志を尊重するならば、当該指定事業は本来教育行政の一環であり、補助金という間接的な執行ではなく、教育委員会が直接執行すべきである。            直接執行としても3月後半の執行には無理があるので、翌年度予算とするなど予算で適切な措置を講じるべきである。</p> <p><b>6 1 地域公民館新築事業補助金</b>            (1) 補助額の決定が適正でないもの            （報告書 125 ページ）</p> <p>若穂八幡公民館新築事業補助金については、750 万円を若穂八幡公民館建設委員会に交付している。            この交付にあたり、当初申請時（平成 14.6.21）においては、事業に要する経費として            22,117,793 円要するとして補助金 7,243,000 円の交付要求があった。このため、市は内容を調査し同額を平成 14 年 7 月 9 日に交付決定している。            ところで、その後平成 14 年 10 月 31 日に至りエアコン天井吊下型 2 機及び壁掛型 2 機を新設するとして 257,000 円増額の 750 万円の事業変更申請が提出され、市はこれを認めて補助金交付している。            しかしながら、このエアコン工事については、当初申請時には、別途工事とする</p>	<p>のうち、図書購入費分については平成 17 年度予算からは需用費として要求し、学校へ配当することにより、改善することとした。            しかし、司書手当相当額に関しては、現段階では市の直接雇用が難しいため、3 年程度は補助金での対応とし、その間に改善を図りたい。</p> <p>(2) 指定寄付の申し出が、3 月であったため、翌年度での予算措置を待っている、執行が 6 月以降となってしまう、故人の遺志を早急を実現するには、当該年度中に補助金として交付することが最良と判断したものである。            図書購入費に関しては、平成 17 年度予算から需用費として要求し、学校へ配当することで改善するとともに、今後、指定寄付の申し出があった場合には、適切な予算措置を行うことで改善を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p> <p>補助金の交付決定については、交付申請時の内容の調査・確認を十分に行うことを徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況		
<p>として補助外として申請され、市は、これを認め補助額を決定している経過があることを考慮するに別途工事については、若穂八幡公民館建設委員会が負担すべきもので、市が補助対象とすることは適正でない。</p> <p>この補助金については、補助金交付要綱によれば、最高1,000万円まで補助することができるかとされているが、当初申請時に十分話し合っていたならばこのような事態発生が防げたことも考えられることから、今後かかることのないよう相手の資金繰り等を配慮するなど十全を期すべきである。</p> <p><b>50万円以下の少額補助金</b>            (2)補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から            （報告書129ページ）            団体活動のための財源は自己調達を第一義とすべきである。当課該当団体、人権同和問題女性研修会実行委員会。</p> <p>(3)補助金額が4年間同額の観点から            （報告書131ページ）            補助団体の事業活動を十分把握することもなく、毎年同額の補助金をただ漫然と継続しているのは適正でない。            補助金は反対給付を伴わないもので、少額補助とはいえ、「補助金をもらえれば得」という考え方もあることから、事業活動を十分に把握し、補助目的の効果等を測定することによって補助金の廃止等を行うべきである。</p>	<p>本年度、二回の実行委員会を開催し、自己財源の確保について協議を重ね、指摘事項の主旨については理解がなされた。しかし、実行委員会構成団体は財政的基盤の脆弱な団体が大半であり、本年度予算では負担金等の拠出は難しく、また、参加費の徴収による参加者の減少も懸念されるとの意見が出された。よって、今後各団体でこの問題について検討を深め、17年度より研修会事業費の50%を目途に自己財源の確保することを確認した。</p> <p>（人権同和教育課）</p> <p>(3)各補助金に関する措置状況は下記のとおり</p> <table border="1" data-bbox="772 1543 1375 1594"> <tr> <td data-bbox="772 1543 900 1594">294</td> <td data-bbox="900 1543 1375 1594">教職員夏季大学補助金</td> </tr> </table> <p>社団法人長野市教育会が毎年継続して開催している、長野市内の教職員を対象とした研修会の開催経費に対して補助をしているものである。</p> <p>毎年テーマ別に外部からも講師を招聘しての研修会であり、3日間の参加者数は毎年800人前後であり、市立学校の教職員のおよそ2/5が参加していることになり、教職員の資質向上に寄与しているものである。毎年教育次長、指導主事も出席しており、有意義な事業内容であることを確認している。</p>	294	教職員夏季大学補助金
294	教職員夏季大学補助金		

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等		措 置 状 況				
(表 45)		<p>こうした点から、この事業に対する助成を継続することは、妥当であると判断する。</p> <table border="1" data-bbox="770 506 1321 584"> <tr> <td>319</td> <td>市中体育大会アイスホッケー競技会施設使用料補助金</td> </tr> </table> <p>市の中学校体育大会の位置づけであり、市が開催を支援すべき大会である。夏の大会等において、他の競技（県営球場）では会場使用料を市教委が全額負担しており、この大会のみ参加者の負担があることは不公平な状況であった。</p> <p>17年度の予算に当たっては、補助金としては廃止し、市教委が使用料を全額負担する方向で要求している。</p> <p>(7)措置状況は下記のとおり</p> <table border="1" data-bbox="770 976 1390 1025"> <tr> <td>301</td> <td>中学校進路指導補助金</td> </tr> </table> <p>進路指導に当たって、教師の指導が柔軟に行えるようにと補助金の交付を行ってきたものである。</p> <p>高校入試制度改革など、進路指導は大きく変わってきており、進路指導に要する経費は必要ではあるが、中学校の歳出予算内で執行可能なものであると考え、平成16年度をもって廃止とする。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>	319	市中体育大会アイスホッケー競技会施設使用料補助金	301	中学校進路指導補助金
319	市中体育大会アイスホッケー競技会施設使用料補助金					
301	中学校進路指導補助金					
294	教職員夏季大学補助金					
301	中学校進路指導補助金					
319	市中体育大会アイスホッケー競技会施設使用料補助金					
<p>(7)歳出予算に計上すべきもの （報告書 135 ページ）</p> <p>進路指導は、本来、中学校の業務の一つであることから通常の教育費の予算執行によるべきであって、あえて補助金とする合理的理由に乏しい。</p> <p>中学校の進路指導に係る経費について中学校の歳出予算の「需用費」及び「役務費」に計上し、執行すべきである。</p>						